

国民の基本的人権ふみにじる 憲法違反の有事法制は許さない

**国民に戦争協力を強制、
自治体が従わない場合は
首相が直接執行**

これまで、「周辺事態法」では、国民や地方自治体に「協力を求め」るだけであったものが、有事法案は、戦争への「国民の協力」を義務づけ（「武力攻撃事態法」第8条）、地方自治体に首相が「指示」し、従わない場合は、首相が「直接執行」できるとしています。

また、有事法案には、「指定公共機関」として、日本銀行、日本赤十字社、NHK、NTT、電力・ガス・通信などの各事業者が明記されています。実際にどの事業者を指定するかは、国会にはかられず、政府が勝手に政令で広げることができます。

小泉首相は、「従業員に対し、国が直接命令を発することは想定していません」と述べていますが、国が直接命令を出さなくても、「指定公共機関」が戦争協力を拒否できない仕組みがつけられる以上、そこで働く労働者にとっては上司からの「業務命令」で協力が強いられることとなります。

憲法は、「国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」（第11条）としています。しかし、有事法案は、戦争をすることが最優先という立場に立つて、この基本的人権について平然と「制限が加えられる」ことを明記しています。

「こんな戦争には協力したくない」という思いで、食料や燃料の保管命令を拒否した人に対して、有事法案では罰則が適用されます。「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」（第19条）とした憲法の精神を、「有事法制」は、まっごころじゅうりんします。その上、今回の有事法案は、

2年以内に具体的な権利制限のための法律を自由につくれるという仕組みも持っています。

**戦争遂行・国民強制動員が
国公務員業務に**

「有事法制」で、私たち国家公務員の仕事は一体どうなるのでしょうか？

「有事法制」が実施されると、国家公務員労働者の業務においては、ストリートにその影響を受けることとなります。「武力攻撃事態法」では、国（国家公務員）、指定公共機関（独立行政法人）に対応の責任が明記され、国は、「組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務」を第4条で明記し、軍事的な責任業務を明らかにしています。

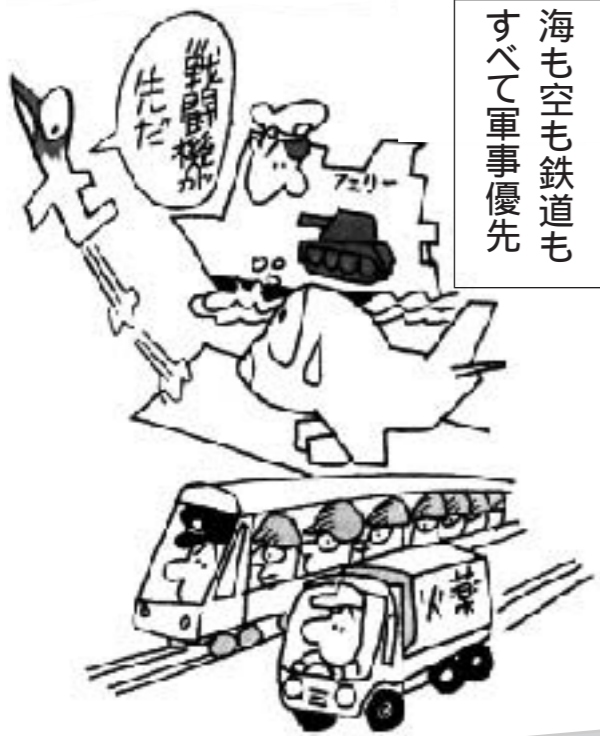
法案によれば、内閣総理大臣が本部長で、すべての国務大臣が本部長となり、軍事優先の責任が課せられ、それによる業務命令や指示を拒否したりすれば、懲戒免職処分ですから、罰則がついているのと同じです。

**二度と戦争遂行の
手先にはならない**

さらに、戦争のために国民が動員され、財産が取り上げられる規則が導入され、この手続きの実行者にさせられます。いわば国民の権利侵害の先兵の役割を担わされるということなのです。しかも、国土や環境の保全、国民の生命や安全のための管理・業務権限も容赦なく剥奪され、国の施設の使用も職員も動員も軍事優先で行われ、国民へ

**二度と白衣を戦場の血で
汚さない 全医労**

国立病院の看護婦は、1950年に始まった朝鮮戦争で動員され、野戦病院でアメリカの傷病兵の治療を強制されるとい痛恨の経験を持っています。命を守る看護婦は、命を奪い奪われる戦争を許しません。二度と白衣を戦場の血で汚さないため、ストップ！有事法制！



**戦争で気象予報は軍事情報として
極秘となり国民の命が奪われる 全気象**

気象事業は、軍隊が作戦を行うためには欠かせない軍事情報となる側面があります。1941年12月8日、太平洋戦争突入と同時に気象情報は極秘にされました。そうした中で、1942年8月と43年9月に台風が来襲。国民は十分な備えをとることができず、それぞれ1千名前後の死者・行方不明者を出す大災害となりました。「ひとたび戦争になれば、気象災害から国民の命と暮らしが守れなくなる」という歴史の教訓からも、「有事法制」をなんとしても廃案にしなければなりません。

**私たちのたずさわる港湾・空港施設が
戦争物資調達の基地港に 全港建**

政府が「有事法制」を発動すれば、私たち全港建の仲間がたずさわった港湾・空港施設は、自衛隊への武器・装備・弾薬をはじめとした戦争物資の調達をする基地港とされる危険があります。港湾・空港施設が軍事優先で使用され、土木技術者である私たちは、軍事目的の港湾・空港などの建設に動員される危険性があります。